

胎内市いじめ防止基本方針（案）

平成 29 年 月 日

胎内市・胎内市教育委員会

目 次

はじめに

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項	2
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの防止	2
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 家庭や地域との連携	3
(5) 関係機関との連携	3

第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策

1 いじめの防止及び対応等のための組織	4
2 胎内市いじめ問題対策委員会の設置	4
3 胎内市いじめ問題調査委員会の設置	4
4 市及び市教育委員会の施策	4
(1) いじめの防止等の対策	5
(2) 関係機関等との連携	5
(3) 教職員の指導力向上及び人材の確保	5
(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	6
(5) 啓発活動	6
(6) 学校間における連携協力体制の整備	6
(7) いじめの防止等の取組の点検	6
(8) 学校評価・教員評価への指導・助言	6

第3 学校が実施すべき施策	
1 学校いじめ防止基本方針の策定	7
(1) 学校いじめ防止基本方針の内容	7
(2) 学校いじめ防止基本方針の策定上の留意事項	7
2 学校いじめ等対策委員会の設置	7
(1) 学校いじめ等対策委員会として想定される役割	8
(2) 学校いじめ等対策委員会の組織運営上の留意事項	8
3 いじめの防止等に関する措置	8
(1) いじめの防止	8
(2) いじめの早期発見	9
(3) いじめへの対処	9
(4) 関係機関等との連携	9
(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	10
(6) 家庭、地域との組織的な連携・協働	10
第4 重大事態への対処	
1 学校及び市教育委員会による調査	10
(1) 重大事態	10
(2) 重大事態の調査	11
(3) 調査結果の提供	12
(4) 重大事態への対処の留意事項	12
2 市長による再調査及び措置	12
(1) 胎内市いじめ問題調査委員会が行う調査及び報告	12
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	13
第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 市の基本方針の見直し	13
2 学校いじめ防止基本方針の運用状況の確認	13

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめは、決して許される行為ではありません。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという国民的な課題であり、社会が一体となっていじめの問題に対峙するため、基本的理念や体制を整備する必要があることから、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）が成立しました。

これを受け胎内市では、本市におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、同法第12条の規定に基づき、「胎内市いじめ防止基本方針」を策定するものです。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、本市の全ての児童生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他の関係者が連携して、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒に關係する問題であり、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として実施する。

また、いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることから、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら煽ったり、傍観したりすることがないよう、全ての児童生徒がいじめは決して許されないことを十分理解できるようにする。

加えて、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、市、学校、家庭、地域、関係機関等は、連携していじめの問題の克服に取り組む。

2 いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条において次のように規定されている。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある（※3）ことから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈するがないよう努める。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※3 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

（※1～※3は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による。）

3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

いじめの認知及びその後の対応における留意事項は、次のとおりである。

- (1) いじめを受けた児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況を客観的に確認すること。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行うこと。
- (3) 外見的にはけんかのように見える行為でも、その行為に関わる児童生徒の被害性に着目して見極めること。
- (4) 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する教育的な指導を適切に行うこと。（例：インターネット上の悪口等）
- (5) いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応すること。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとすること。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起りうる」ことを踏まえ、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないよう、迅速かつ適切に対処することが重要である。

(1) いじめの防止

児童生徒をいじめに向かわせることなく、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

- ① 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」との理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在とを等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。

- ② 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。
- ③ 児童生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようストレスに適切に対処できる力を育むこと。
- ④ いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭、地域、関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

(2) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童生徒や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しがゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。また、法第23条を踏まえ、教職員や保護者等は、児童生徒からいじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校へ通報するなど、可能な限り早い段階で、適切な措置を講じる必要がある。

(3) いじめへの対処

いじめを認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することや、いじめたとされる児童生徒に事情を確認した上で適切に指導することなどを組織的に行う。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守るために、学校とPTAや地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築するなど、家庭、地域との連携を図るものとする。

家庭においては、法第9条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、地域においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。

(5) 関係機関との連携

いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などにおいて、関係機関と適切に連携して対処するため、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催など、日頃から情報共有体制を構築しておく。

第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策

1 いじめの防止及び対応等のための組織

市は、法第14条第1項に基づく組織として、胎内市いじめ問題対策連絡協議会（※4）を設置し、関係する機関及び団体といじめ防止等の連携を図り、次に掲げる役割を担う。

- (1) いじめの防止等に関する関係機関等相互の連絡調整
- (2) いじめの防止等に向けた関係機関等の取組状況についての情報共有
- (3) いじめの防止等に向けた関係機関等のネットワークづくりについての協議
- (4) 関係機関等の相談窓口等の周知等

※4 胎内市いじめ問題対策連絡協議会条例 平成 年 月 日 条例第 号

2 胎内市いじめ問題対策委員会の設置

市は、法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づく組織として、胎内市いじめ問題対策委員会（※5）（以下「市いじめ問題対策委員会」という。）を設置する。

市いじめ問題対策委員会は、公平性・中立性を確保するため、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する第三者で構成し、次に掲げる役割を担う。

- (1) いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議、問題解決を図るための当事者間の関係の調整
- (2) 市内小中学校における重大事態（第4-1(1)に述べる重大事態をいう。）に係る事実関係を明確にするための調査
- (3) 自殺等に至った児童生徒の保護者から原因究明の調査の要望がある場合について、自殺等に至るまでに起きた事実の調査

※5 胎内市いじめ問題対策委員会条例 平成 年 月 日 条例第 号

3 胎内市いじめ問題調査委員会の設置

市は、法30条第2項の規定に基づく組織として、重大事態への対処又は重大事態と同種の発生事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、胎内市いじめ問題調査委員会（※6）（以下「市いじめ問題調査委員会」という。）を設置する。

市いじめ問題調査委員会は、公平性・中立性を確保するため、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する者で構成し、法第30条第2項の調査を行う。

※6 胎内市いじめ問題調査委員会条例 平成 年 月 日 条例第 号

4 市及び市教育委員会の施策

市及び市教育委員会においては、本市におけるいじめの防止等のための対策として、「第3-3 いじめの防止等に関する措置」に基づき実施する市内小中学校の取組について、指導・助言を行うとともに、以下の施策を行う。

(1) いじめの防止等の対策

- ① いじめに関する相談や通報を受けるために、胎内市教育相談センターに電話による相談窓口として「悩みごと電話相談」を置く。
- ② 法第23条における通報を受けた市内小中学校から、いじめの有無を確認する措置の結果について報告があったときは、必要に応じ、当該学校に対する支援や指示を行う。
- ③ 当該事案を重大事態であると判断した場合、「第4 重大事態への対処」に述べる調査を行う。
- ④ 解決困難な状況にあるいじめの問題に対応するため、指導主事等で構成するチームを当該学校に派遣するなど、解決に向けた取組を支援する。

(2) 関係機関等との連携

いじめの防止等の対策を適切に行うため、胎内市青少年問題協議会及び市いじめ問題対策委員会に加えて、次の関係機関等との連携を推進する。

① 学校警察連絡協議会

児童生徒の非行防止や健全育成を目的として、学校や市教育委員会と警察が情報交換や行動連携を図り、定期的に会議等を開催する協議会である。

② 深めよう 紛 にいがた県民会議

いじめの防止等に県民全体で取り組む気運を高めるため、マスメディアや青少年健全育成団体、企業等が広報・啓発活動を行う「いじめ見逃しゼロ県民運動（※7）」の推進母体である。

③ 青少年育成胎内市民会議

県及び市の施策と呼応して、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とする社会教育関係団体である。

※7 いじめの問題等生徒指導上の諸問題に対して、学校だけではなく、家庭や地域など県民一体となった取組を展開するために、平成19年度に「いじめ根絶県民運動」として開始した取組。主にマスメディアや集会等を活用した広報・啓発活動を展開している。

(3) 教職員の指導力向上及び人材の確保

- ① いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の指導力向上を図る。
- ② いじめの防止等に係る相談支援の充実のため、心理や福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を、学校の要請に応じて計画的又は緊急的に派遣する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ① 児童生徒が、インターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう、情報モラル教育及び適切な使用に関する啓発に関する取組を推進する。
- ② 携帯電話等やインターネット利用に係る実態を把握し、関係機関との連携の下、適切に対処できるようインターネットを通じて行われるいじめに対する対策については、県教育委員会と連動して教職員に向けて研修会を実施する。
- ③ 県教育委員会が実施するネットパトロールに基づいて、インターネット上への不適切な書き込み等があった場合には、迅速に当該学校に情報提供し、適切な対応及び指導支援を行う。

(5) 啓発活動

- ① いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や、いじめを防止することの重要性等について「深めよう 紋 県民の集い（※8）」や広報誌等を通して、啓発活動を行う。
- ② 法第9条に示された保護者の責務等について、家庭での指導等が適切に行われるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談体制を充実させるなど、家庭への支援を行う。

※8 「いじめ見逃しそれぞれ県民運動」の一環として、社会全体でいじめ、不登校、暴力行為などの生活指導上の諸問題の解消及び未然防止の気運を高めることを趣旨とした集い。児童生徒、保護者、地域住民、教職員、教育関係機関、協賛企業・団体等を対象に、上越、中越、下越の地区ごとに開催している。

(6) 学校間における連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合においても、関係児童生徒又はその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるようするため、学校間の連携協力体制を整備するよう促す。

(7) いじめの防止等の取組の点検

「学校いじめ防止基本方針」が確実に実施されているかを適宜点検し、指導する。

(8) 学校評価・教員評価への指導・助言

学校評価において、いじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、具体的な取組状況や達成状況を評価するよう、指導・助言を行う。教員評価においても同様であり、児童生徒の理解やいじめへの適切な対応等を評価するよう、指導・助言を行う。

第3 学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

市内小中学校は、法第13条に基づき、以下の内容等を踏まえて、いじめの防止等の対策に関する学校いじめ防止基本方針を定めるものとする。

(1) 学校いじめ防止基本方針の内容

- ① いじめの防止のための取組、早期発見・即時対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。
- ② いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ③ 校内研修等、教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。
- ④ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して的確に機能しているのかを、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（第3-2の「学校いじめ等対策委員会」をいう。）を中心に点検し、必要に応じて見直すというP D C Aサイクルを盛り込む。

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定上の留意事項

- ① 策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した学校いじめ防止基本方針となるよう努める。
- ② 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定に際し意見を取り入れるなど、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- ③ 策定した学校いじめ防止基本方針は、児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページに公開する。

2 学校いじめ等対策委員会の設置

法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員（※9）、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される常設の「学校いじめ等対策委員会」（組織の名称は学校の判断による。）を置くものとする。

また、同委員会は、対応する事案の内容に応じて、県のスクールカウンセラーなどの専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。

※9 「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、学校の実情に応じて決定する。

(1) 学校いじめ等対策委員会として想定される役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正等の中核となる。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ 日頃から、児童生徒の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集し、記録するとともに、学校いじめ等対策委員会内で共有する。
- ④ いじめの疑いに係る情報があったときには、学校が組織的に対応するための中核となる。

(2) 学校いじめ等対策委員会の組織運営上の留意事項

- ① 学校いじめ等対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が校内での確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめであるかどうかの判断は、同委員会が中核となって組織的に行うこととする。
- ② 学校いじめ等対策委員会は、自校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証と改善を行う。具体的には、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどである。
- ③ 学校いじめ等対策委員会が、情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよう、各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを全て同委員会に報告・相談する。

3 いじめの防止等に関する措置

市内小中学校は、国の基本方針などを参考とし、以下により、いじめの防止等に関する措置を行うこと。

(1) いじめの防止

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ② 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめを防止するための児童生徒の主体的な活動を支援するなどして、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- ③ 他者との交流や関わり合いなどを通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度など、児童生徒の社会性を育成する。
- ④ 「いじめ見逃しゼロスクール(※10)」など県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性

に関する理解を深めるための啓発及び「いじめを見逃さず、いじめを許さない」意識の醸成に努める。

- ⑤ 教職員は、自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

※10 児童生徒が主体となった「いじめ見逃しゼロスクール集会」や、地域との交流・異年齢交流等を進める「いじめ見逃しゼロ強調月間」など、家庭や地域と連携・協力して児童生徒の社会性を育成する学校の取組。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけ合いを装つて行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童生徒の見守りを継続する。
- ③ 児童生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、各学校及び市教育委員会の「いじめ相談担当の窓口」を明確にし、周知を図る。
- ④ 保護者が、児童生徒の家庭における様子を注意深く観察し、いじめの兆候をいち早く把握できるよう支援する。

(3) いじめへの対処

- ① いじめを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ等対策委員会を中心として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒を守り通すとともに、いじめたとされる児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ② 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に、いじめに関わる保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

(4) 関係機関等との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、学校警察連絡協議会や「深めよう 紛 にいがた県民会議」等との連携を推進する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、発生した場合には効果的に対処することができるよう、児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事などの機会を通じて、必要な情報モラル教育及び適切な使用に関する啓発を行う。

(6) 家庭、地域との組織的な連携・協働

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を推進する。

第4 重大事態への対処

1 学校及び市教育委員会による調査

重大事態が発生した場合、学校は、初期調査を行う。

市教育委員会は、市いじめ問題対策委員会において、事実関係を明確にするための調査を実施するものとする。

(1) 重大事態

① 重大事態の意味

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

等を想定。

イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。

ウ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉えるものとする。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校（市教育委員会経由）は、その旨を市長に報告する。

また、市教育委員会は、その旨を市いじめ問題対策委員会に伝える。

(2) 重大事態の調査

① 初期調査及び報告

ア 重大事態が発生した場合には、直ちに学校は、初期調査を実施し、その結果を市教育委員会に報告する。

イ 初期調査に当たっては、次の事項に留意する。

- 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にすること。
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先として調査を行うこと。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとること。
- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査すること。
- 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たること。
- いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取ること。
 - ・ いじめを行つた児童生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を止めること。
 - ・ いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うこと。
- いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童生徒の入院や死亡などの場合）
 - ・ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と協議の上、調査すること。

② 市いじめ問題対策委員会が行う調査及び報告

ア 市教育委員会は、学校における重大事態の初期調査結果を市いじめ問題対策委員会に速やかに報告する。

イ 市いじめ問題対策委員会は、速やかに調査を開始し、その結果を市教育委員会に報告する。

ウ 市教育委員会は、市いじめ防止等対策委員会による調査結果を市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、市教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に報告する。

エ 学校は、市いじめ問題対策委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

(3) 調査結果の提供

初期調査を実施する学校や市いじめ問題対策委員会から報告を受けた市教育委員会は、以下に留意し、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して調査結果を伝える。

- ① 調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- ② 他の児童生徒のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがないよう留意する。

(4) 重大事態への対処の留意事項

- ① 市教育委員会は、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として児童生徒が他の学校への転学等の措置を行うことができるよう、学校間の連携を図る等の措置を行うなど、積極的な支援を行う。
- ② 児童生徒や保護者等に不安や動搖が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、児童生徒や保護者等への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシーに配慮する。
- ③ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。

2. 市長による再調査及び措置

(1) 市いじめ問題調査委員会が行う調査及び報告

- ① 法第28条第1項の規定による調査の結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同調査の結果を市いじめ問題調査委員会において調査（以下「再調査」という。）を行う。
- ② 市いじめ問題調査委員会は、再調査の結果を市長に報告する。
また、その場合、市長は、再調査の結果を議会に報告する。その際、報告内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

なお、再調査についても、初期調査及び市いじめ問題対策委員会が行う調査と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明するものとする。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、再調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ② 上記の「必要な措置」として、市教育委員会においては、指導主事等の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者など外部専門家の追加配置等を検討し、市長部局においては、必要な予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置等について検討する。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 市の基本方針の見直し

市及び市教育委員会は、胎内市いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2 学校いじめ防止基本方針の運用状況の確認

市教育委員会は、学校いじめ防止基本方針について、運用状況を確認する。